

サービス開始までの流れ

1.お問い合わせ



まずは、気軽にご相談ください。
ご説明させていただきます。



2.お客様の状況・ご要望の確認



ご要望などお伝えください。担当相談員に連絡させていただきます。



3.個別支援計画書の作成



担当相談員が、お客様のご要望を踏まえて、ご利用内容を決定します。



4.契約・サービス開始



契約書等を取りかわした後に、サービスの利用が開始されます。



〒431-3492
静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 221
(天竜厚生会診療所内)

TEL : 053-583-1113

FAX : 053-583-1293

※天竜厚生会ヘルパーのサテライトを、
龍山保健センター「やすらぎ」内に設置します

天竜厚生会 ヘルプーステーション

～居宅介護、重度訪問介護、同行援護～



天竜厚生会スローガン

わたしたちは

熱い心・豊かな知識・すぐれた技術で、

ひとりを、すべての人をアシストします。



社会福祉法人

天竜厚生会

☆サービス内容について☆
ご本人のニーズに合ったサービスを行います！

家事援助



調理



洗濯



買い物代行



掃除



ベッドメイク



衣服の整理

調理や洗濯などの、家事に関する援助を行います。

身体介護



食事介助



入浴介助



更衣介助



排泄介助



移乗・移動



体位交換

入浴や排泄などの、お身体に関する援助を行います。

保険適応外サービスもございますので、気軽にご相談ください！

障がい福祉サービス
料金表

居宅介護サービス利用料金表

基本料：単位

	時間	単位数 ^{※7} ※8 ※9
居宅における身体介護	(1) 30分未満	255
	(2) 30分以上1時間未満	402
	(3) 1時間以上1時間30分未満	584
	(4) 1時間30分以上2時間未満	666
	(5) 2時間以上2時間30分未満	750
	(6) 2時間30分以上3時間未満	833
	(7) 3時間以上	916 ^{※1}
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	(1) 30分未満	255
	(2) 30分以上1時間未満	402
	(3) 1時間以上1時間30分未満	584
	(4) 1時間30分以上2時間未満	666
	(5) 2時間以上2時間30分未満	750
	(6) 2時間30分以上3時間未満	833
	(7) 3時間以上	916 ^{※2}
家事援助	(1) 30分未満	105
	(2) 30分以上45分未満	152
	(3) 45分以上1時間未満	196
	(4) 1時間以上1時間15分未満	238
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満	274
	(6) 1時間30分以上	309 ^{※3}
通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満	105
	(2) 30分以上1時間未満	196
	(3) 1時間以上1時間30分未満	274
	(4) 1時間30分以上	343 ^{※4}
通院等乗務介助		101
初回加算 (月に1回を限度)		200
利用者負担上限額管理者加算 (月に1回を限度)		150
福祉専門職員等連携加算 ^{※5}		564
緊急時対応加算 (月に2回を限度) ^{※6}		100
喀痰吸引等支援加算 (1人1日あたり) ^{※6}		100
福祉・介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数合計 × 274/1000
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I)		所定単位数合計 × 70/1000

※地域区分(7級地)により、上記基本料金の合計額に10.18を乗じた額(小数点以下四捨五入)となります。

※表示されている数字に特定事業所加算は含まれていません。特定事業所加算は所定単位数の10%となります。

例) 1ヶ月に4回、居宅における身体介護を30分未満利用した場合

$$255(\text{単位}) + 25.5(255の10\%) = 280.5 = 280$$

$$280 \times 4 = 1,120$$

- ※1 916単位数に30分を増すごとに、83単位加算されます。
- ※2 916単位数に30分を増すごとに、83単位加算されます。
- ※3 309単位数に15分を増すごとに、35単位加算されます。
- ※4 343単位数に30分を増すごとに、69単位加算されます。
- ※5 「精神障がい者等の特性に精通する専門職と連携し、ご利用者の状況等の評価を共同して行った場合」に初回サービスが行われた日から起算して90日の間、3回を限度として加算されます。
- ※6 「居宅における身体介護」「通院等介助(身体介護を伴う場合)」にて当該支援を実施した場合に、100単位加算されます。
- ※7 2人の居宅介護従事者による支援の場合、1回につき「所定単位数合計 × 200/100」単位加算されます。
- ※8 夜間若しくは早朝の支援の場合、1回につき「所定単位数合計 × 25/1000」単位加算されます。
- ※9 深夜の支援の場合、1回につき「所定単位数合計 × 50/1000」単位加算されます。